

相模原市 市民税非課税世帯等支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)

申請期限：令和6年8月30日

相模原市長 へ

裏面(2ページ目)の【同意・誓約事項】に同意・誓約の上、申請します。

【給付金支給対象世帯】 基準日(令和5年12月1日)において、本市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度市民税所得割が非課税で、18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)がいる世帯

※ただし、次の事由に該当する場合は支給対象外です。

- 1 租税条約の適用により非課税となっている者や税額控除により市民税所得割が全額控除されている者を含む世帯
- 2 市民税均等割が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯
- 3 児童が児童養護施設等に入所している場合

詳しくは相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(電話0570-550-576)までお問い合わせください。

1. 申請・請求者(原則:世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	現住所 電話番号(平日昼間に連絡がつく番号) ()
--------------	---------------------------------	----------------------------------

※申請先は令和5年12月1日時点で申請・請求者の住民登録がある自治体です。

2. 対象児童(基準日(令和5年12月1日)時点で同一世帯にいる18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童))

No.	(フリガナ) 氏名	生年月日 平成・令和 年 月 日	令和5年12月1日時点の住所 (現住所と異なる場合のみ記入)
1		平成・令和 年 月 日	
2		平成・令和 年 月 日	
3		平成・令和 年 月 日	
4		平成・令和 年 月 日	
5		平成・令和 年 月 日	

※基準日以降に生まれた新生児や別世帯に扶養している児童がいる場合は対象児童に含まれます。

3. 申請・請求額

対象児童数	人	申請・請求額	対象児童数 × 5万円
-------	---	--------	-------------

※「対象児童数」は、「2. 対象児童」の人数です。

4. 振込口座(原則、1. 申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込口座が確認できる書類(金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)を同封してください。

金融機関名 (銀行) (信金) (信組) (農協) (労金)	支店名(店名) (本・支店) (本・支所) (出張所)	口座名義 (カタカナ)	口座種別(預金種目) (普通) (当座)	口座番号
金融機関コード	支店コード			

(注)金融機関で口座が作れない等、口座による受取ができない場合には、相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(☎0570-550-576)までお問い合わせください。

必ず裏面(2ページ目)も確認・記入してください

市処理欄				
受付	審査1	審査2	処理1	処理2
/	/	/	/	/

■ 代理人 (代理申請・受給を行う場合)

代理人氏名 フリガナ		印鑑 印	代理人住所 〒 -
電話番号 (平日昼間に連絡がつく番号)	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	世帯主(受給者)との関係 ① 同一世帯 ② 法定代理人 ③ その他()	

※「③その他」は、親族等で、市長が特に認める方です。

※世帯主との関係により、追加で用意いただく提出書類が異なります。

詳しくは相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(☎0570-550-576)までお問い合わせください。

【同意・誓約事項】

■ 以下の全ての同意・誓約事項について確認し、同意・誓約します。

- ①相模原市市民税非課税世帯等支援給付金(こども加算分)「以下「本給付金」という。」の支給対象世帯(1ページ目)に該当するため、申請します。
- ②世帯の中に市民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の者、租税条約の適用により非課税の者は、いずれもいません。
- ③世帯の全員が、市民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ④本給付金の対象児童は、児童養護施設等に入所していません。
- ⑤本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、相模原市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑥公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑦この申請書は、相模原市において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。
- ⑧申請書の不備や支給決定後の振込不能等の事由により、支給決定や支払いの完了ができず、かつ、**令和6年9月13日(金)**までに、不備等が補正されない場合には、本給付金が支給されないことに同意します。
- ⑨他市町村から対象児童(1ページ目)について、給付金(こども加算分)の支給を受けていません。
- ⑩すでに対象児童(1ページ目)について、本給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ⑪本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受領した給付金を返還します。
- ⑫本給付金の申請に当たり、提出書類及び申立ての内容に相違ありません。

提出書類

次のすべての書類をご用意いただき、提出してください。

- (本書)相模原市 市民税非課税世帯等支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)(運転免許証やマイナンバーカード(表面)等)
- 振込口座が確認できる書類の写し(コピー)(通帳やキャッシュカード等)
- 【令和5年1月1日時点の住民登録地が相模原市以外の方のみ】
 - ・令和5年1月1日時点で住民登録のある市区町村が発行する「令和5年度市民税課税証明書」の写し(コピー)
 - ※令和5年1月1日時点の住民登録地が相模原市の方は提出不要です。世帯の中で該当する方のみご注意ください。
 - ※相模原市非課税世帯等支援給付金(非課税世帯追加分又は均等割のみ課税世帯追加分)を受給済の方は、提出不要です。
- 【基準日(令和5年12月1日)以降に生まれた新生児や別世帯に扶養している児童がいる方のみ】
 - ・個別に用意いただく書類が異なりますので、相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(電話0570-550-576)へお問い合わせください。

注意事項

- ・**令和5年12月1日時点で申請・請求者の住民登録のある自治体**に申請が必要です。
- ・支給は**対象児童に対して1回のみ**です。
- ・申請期限は、**令和6年8月30日(金)【当日消印有効】**です。期限までに申請がない場合は、本給付金を支給することができません。

申請書等送付先

※郵送でのご提出をお願いいたします。

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所健康福祉局生活福祉部生活福祉課 非課税世帯等給付金班 宛

記入要領

1 2ページ目の【同意・誓約事項】を確認していただき、世帯主の方を「申請・請求者」としてください。

2 申請者が属する世帯の対象児童(基準日(令和5年12月1日)時点で同一世帯にいる18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)の方全員を記入してください。6人以上いる場合は、申請書をもう1枚ご用意いただき、記入してください。

3 対象児童の中で、令和5年12月1日時点で、申請者の現住所と違う児童がいる場合は、その住所を記入してください。

4 2.対象児童の人数を記入してください。

5 振込口座は原則として申請・請求者(世帯主)名義の口座を記入してください。
※振込口座が確認できる書類の写し(コピー)を同封してください。

子ども

相模原市 市民税非課税世帯等支援給付金(子ども加算分)申請書(請求書)

申請期限：令和6年8月30日

相模原市長 あて

裏面(2ページ目)の【同意・誓約事項】に同意・誓約の上、申請します。

【給付金支給対象世帯】 基準日(令和5年12月1日)において、本市に住居登録があり、世帯全員が令和5年度市民税所得割が非課税で、18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)がいる世帯

※ただし、次の事由に該当する場合は支給対象外です。

- 1 租税条約の適用により非課税となっている者や税額控除により市民税所得割が全額控除されている者を含む世帯
- 2 市民税均等割が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯
- 3 児童が児童養護施設等に入所している場合

詳しくは相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(電話0570-550-576)までお問い合わせください。

1. 申請・請求者(原則:世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
サガミ タロウ	明治・大正・昭和・平成・令和 55年 10月 10日	相模原市中央区中央 2-11-15
相模 太郎		電話番号(平日昼間に連絡がつく番号) XXX (XXX) XXXX

※申請先は令和5年12月1日時点で申請・請求者の住民登録がある自治体です。

2. 対象児童(基準日(令和5年12月1日)時点で同一世帯にいる18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童))

No.	(フリガナ) 氏名	生年月日	令和5年12月1日時点の住所 (現住所と異なる場合のみ記入)
1		平成・令和 年 月 日	
2		平成・令和 年 月 日	
3		平成・令和 年 月 日	
4		平成・令和 年 月 日	
5		平成・令和 年 月 日	

※基準日以降に生まれた新生児や別世帯に扶養している児童がいる場合は対象児童に含まれます。

3. 申請・請求額

対象児童数	人	申請・請求額	対象児童数 × 5万円
-------	---	--------	-------------

※「対象児童数」は、「2.対象児童」の人数です。

4. 振込口座(原則、1.申請・請求者の口座とします) ※長期入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込口座が確認できる書類(金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)を同封してください。

金融機関名	支店名(店名)	口座名義(カタカナ)	サガミ タロウ
銀行 信金 信組 農協 労金	本・支店 本・支所 出張所	口座種別(預金種目)	口座番号
金融機関コード 0 1 2 3	支店コード 4 5 6	普通 当座	0 1 2 3 4 5 6

(注)金融機関で口座が作れない等、口座による受取ができない場合には、相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(☎0570-550-576)までお問い合わせください。

必ず裏面(2ページ目)も確認・記入してください

市処理欄				
受付	審査1	審査2	処理1	処理2
/	/	/	/	/

- 1 -

○ご不明な点はナビダイヤルへお問い合わせください。

相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル (※無料通話ではありません)

☎ 0570-550-576

IP電話をご利用の方は ☎042-707-7918

障害等により電話が困難な方専用 FAX:042-707-7919

受付時間 8:30~17:30
(土・日曜日、祝日等を除く)

記入要領

6 対象となる世帯の世帯主以外の方が代理申請・受給を行う場合、代理人の氏名(押印)、世帯主との関係、電話番号(平日昼間に連絡がつくもの)、代理人の生年月日、代理人の住所を記入してください。

7 ①～⑫の内容を確認いただき、同意・誓約の上、申請書を提出してください。

8 すべての提出書類を☑して確認の上、提出してください。必要な提出書類が分からない場合は、相模原市非課税世帯等給付金ナビダイヤル(0570-550-576)までお問い合わせください。

■代理人(代理申請・受給を行う場合)

フリガナ	代理人氏名 サガミハラ ハナコ 相模原 花子	印鑑 	代理人住所 〒000-0000 相模原市〇〇区〇〇町〇番〇号
電話番号(平日昼間に連絡がつく番号)	代理人生年月日 明治・大正 昭和 平成 49年 4月 1日	世帯主(受給者)との関係 ① 同一世帯 ② 法定代理人 ③ その他()	

※「③その他」は、親族等で、市長が特に認める方です。
※世帯主との関係により、追加で用意いただく提出書類が異なります。
詳しくは相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(☎0570-550-576)までお問い合わせください。

【同意・誓約事項】

■ 以下の全ての同意・誓約事項について確認し、同意・誓約します。

- ①相模原市市民税非課税世帯等支援給付金(こども加算分)「以下「本給付金」という。」の支給対象世帯(1ページ目)に該当するため、申請します。
- ②世帯の中に市民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の者、租税条約の適用により非課税の者は、いずれもいません。
- ③世帯の全員が、市民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ④本給付金の対象児童は、児童養護施設等に入所していません。
- ⑤本給付金の支給要件の該当性を審査するため、相模原市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑥公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑦この申請書は、相模原市において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。
- ⑧申請書の不備や支給決定後の振込不能等の事由により、支給決定や支払いの完了ができず、かつ、令和6年9月13日(金)までに、不備等が補正されない場合には、本給付金が支給されないことに同意します。
- ⑨他市町村から対象児童(1ページ目)について、給付金(こども加算分)の支給を受けていません。
- ⑩すでに対象児童(1ページ目)について、本給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ⑪本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受領した給付金を返還します。
- ⑫本給付金の申請に当たり、提出書類及び申立ての内容に相違ありません。

提出書類 次のすべての書類をご用意いただき、提出してください。

- (本書)相模原市 市民税非課税世帯等支援給付金(こども加算分)申請書(請求書)
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)(運転免許証やマイナンバーカード(表面)等)
- 振込口座が確認できる書類の写し(コピー)(通帳やキャッシュカード等)
- [令和5年1月1日時点の住民登録地が相模原市以外の方のみ]
 - ・令和5年1月1日時点で住民登録のある市区町村が発行する「令和5年度市民税課税証明書」の写し(コピー)
 - ※令和5年1月1日時点の住民登録地が相模原市の方は提出不要です。世帯の中で該当する方のみご注意ください。
 - ※相模原市非課税世帯等支援給付金(非課税世帯追加分又は均等割のみ課税世帯追加分)を受給済の方は、提出不要です。
- [基準日(令和5年12月1日)以降に生まれた新生児や別世帯に扶養している児童がいる方のみ]
 - ・個別に用意いただく書類が異なりますので、相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(電話0570-550-576)へお問い合わせください。

注意事項

- ・令和5年12月1日時点で申請・請求者の住民登録のある自治体に申請が必要です。
- ・支給は対象児童に対して1回のみです。
- ・申請期限は、令和6年8月30日(金)【当日消印有効】です。期限までに申請がない場合は、本給付金を支給することができません。

申請書等送付先 ※郵送でご提出をお願いいたします。

〒252-5277
相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所健康福祉局生活福祉部生活福祉課 非課税世帯等給付金班 宛

— 2 —

※給付金手続き書類の郵送先は

こちら↓

(切り取って封筒に貼ってお使いいただけます。)

※切手が必要です。



キリトリ

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課
非課税世帯等給付金班 宛て

【ご注意ください】

○申請期限は令和6年8月30日(金)当日消印有効です。

○郵送でのご提出をお願いいたします。